

## 令和5年度生駒市人権施策審議会（第4回）会議録

1 日 時 令和6年1月29日（月） 午後2時00分～午後3時10分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 出席者

委員 石倉会長、三成副会長、山田委員、キング委員、窪田委員、奥本委員、  
山根委員

事務局 中谷市民部長、後藤人権施策課長、塚崎人権施策課係長  
(株)地域計画建築研究所 石川チーフ

4 欠席者 富島委員、諸岡委員

※会議公開（傍聴者数1名）

### 【会議の内容】

(事務局) <開会><録音許可>

(事務局) <傍聴者報告(1名)>

(会長) <開会挨拶>

(事務局) ありがとうございます。会議につきましては、生駒市人権施策審議会規則第5条第1項で「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されていますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長) <会議公開・傍聴許可>

(事務局) <配布資料確認>

(会長) では、案件1の別紙資料1「令和5年度人権についての市民アンケート調査報告書(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <案件1「人権についての市民アンケート調査報告書(案)」について、概要説明>  
前回資料からの主な変更点を説明

- ① 国・県調査との比較として、県平成30年度調査、内閣府令和4年度調査資料を添付
- ② 分野別人権問題に係る設問について、性・年齢別集計など一部グラフや表を追加
- ③ クロス集計した結果、結果に有意差が見られなかったグラフの削除
- ④ 前回委員から要望のあった、「過去5年以内で人権侵害を受けた方で、黙って我慢したと回答された方に係る人権侵害の類型内訳」のグラフの追加

(会長) 各資料についての質疑はまとめて行います。

では次に、別紙資料2「アンケート調査のまとめ」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) <「アンケート調査のまとめ」について、説明>

(会長) では次に、別紙資料3「別紙 自由記述(問37)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <「別紙 自由記述(問37)」について、説明>

報告書冊子に掲載する。過年度で調査を実施した際も、当時の審議会で事実誤認や差別を助長するような内容については削除等を実施しており、ご意見を伺いたい。

問題と思われる意見については、事務局で事前に下線を引かせて頂いた。

自由記述については、男女に係る審議会でも諮ることから、この審議会決定した通りとはならない場合もある旨をご了承頂きたい。

(会長) では次に、別紙資料4「別紙 その他の回答」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <「別紙 その他の回答」について、説明>

報告書冊子には掲載しない。各設問中の「その他」欄を選択された方が、( )内に記載された内容を参考報告として報告する。

(会長) 事務局の説明は終わりましたが、今までの説明について、何かご意見やご質問はございますか。

#### 1. 別紙資料2「アンケート調査のまとめ」について

(委員) 1P目の「○関心のある人権問題・身近にある人権問題について」の部分で、3段落目のただし書き以降の年代別分析について、分野別問題として、女性、インターネット、子どもについては触れているが、高齢者について触れていないのはなぜですか。

(事務局) 別紙資料1の21Pをご参照ください。まとめの視点として、関心のある各分野別の人権問題について、年齢別に分析しています。

全般的に回答率は低かったのですが、各年齢区分で概ね50%超の回答率のあった層を、特異的な内容として記載しました。高齢者に係る人権問題については、多くの年齢層で50%を超えているため記載していません。

(会長) (人権侵害を受けた経験について) 職場の人権問題の割合が大きい。我慢した割合も高いが、相談した割合も増えてきている。

(会長) 1P目の、「○関心のある人権問題・身近にある人権問題について」のまとめとして、「市民の人権問題に対する関心の幅が小さくなっている可能性がある。」と記載しているが、そのまとめ方は微妙ですね。

(委員) 関心の幅は変わっていないと思うんですけど、関心が絞られてきたということですか？

(会長) 前回調査と比較すると、各人権分野について、全体的に関心率が下がっていることを表現したいのでしょうか。

(事務局) そうです。前回の平成 30 年度調査と比較して、高齢者に関する人権問題についての関心度は上がったのですが、他の人権分野については、軒並み関心度が下がったことからこの表記としました。

(会長) 日本語の文脈として、意味が通じない部分がありますね。

(会長) この設問は複数回答する内容なので、複数に○をつける人が減った。

一つの可能性として考えられるのは、回答者の年齢区分は高齢層にシフトしているので、高齢者の問題については自分の事として○をしたけれど、その他の分野の人権問題については、○をつけない人が多かったことが考えられるかのかも知れない。

配布された参考資料の、アンケート対象者 3000 名の年齢区分と回答率を見ると、高齢者は回答数も回答率も高いが、それ以外の年齢区分では回答率も回答者数も低く、大きな差がある。この年齢別の回答数に偏りが大きい状況で、結果を評価するのはなかなか難しい。

(会長) まとめの文書部分「市民の人権問題に対する関心の幅が小さくなっている可能性がある。」について、委員の意見はいかがですか。

(委員) 気にはなります。次の行以降を読めば言いたい内容は分かりますし、間違っている訳ではないと思いますが、下の行を読んで内容を理解するよりも、見出し部分の書き方で、より分かり易い表現もあると思います。「幅が小さくなっている」って何でしょうか、と疑問で始まるような見出しもどうなのかなと思います。

(会長) 令和 4 年度の内閣府調査と比較して、関心のある人権問題について、障がい者に関する人権問題も、市の調査と大きな差があったということですね。

(事務局) そうです。内閣府調査と比較して約 20%開きがあったことから、2P 目の内閣府調査と市の調査結果で、差が大きかった問題として追記いたします。

(会長) インターネットを悪用した人権侵害に対する問題の 10%の差は、年齢区分が影響しているのかも知れませんが、20%は大きな差があるので記載してください。

## 2. 別紙資料 3「別紙 自由記述 (問 3 7)」について

(会長) アンダーラインを引いた理由について、説明を願いたい。

(事務局) 国や組織へのヘイトに繋がりがねない内容など、掲載することに問題があると思われる内容について、事務局側で予め下線を引かせてもらいました。各意見については、全部削除とするのか、問題があると思われる個所だけを部分削除とするのかも含めて、審議会でご意見を頂きたい。

(委員) 事務局に確認なのですが、掲載の仕方として、全部の意見を載せずに、ヘイト等を助長

するような意見の中の一部を消すという事も可能なんですか。

(事務局) 可能だと思います。過去の市民意識調査の際も部分削除も含めて検討しています。但し、この自由記述については、生駒市の男女共同参画審議会にも諮るので、そちらの審議会の意見も踏まえて方針が変わる可能性があることはご理解頂きたい。

先ほどの内容ですが、前半部分については回答者のご意見や思いが伝わるのですが、後半部分に逸脱している部分があるので、前半部分を掲載すれば、この方の思いは尊重されるのかなと思います。

(委員) 問題と思われる後半部分を削って、前半部分を載せるというのは選択肢としてあり得ると思います。

(会長) 全部カットしてしまうと、こちらが検閲しているようにも思われる。不適切と思われる部分をカットする方向性で良いのではないか。

<審議の結果、ヘイトや希死念慮に関わる内容や、意味不明瞭な内容、偏見を助長するような意見、根拠の無い意見等を削除する方針とする。>

(会長) 他に質問はありませんか。では他に質問が無いようでしたら、事務局からその他の案件について、報告をお願いします。

(事務局)

① 第5回審議会の日程確認について

第5回日程：2月29日（木）14:00 から、市役所 302 会議室で開催

② 人権教育講座「山びこ」のご案内

(会長) では以上をもって、生駒市人権施策審議会を終了いたします。

<閉会>